

平成29年3月13日
初等中等教育局長決定

これからの時代に求められる資質・能力を育むための カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 委託要項

1. 趣 旨

文部科学省では、昨年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」に基づき、学習指導要領の改訂に向けた作業を進めている。次期学習指導要領では、小学校における外国語教育の充実に伴い、3年生から6年生までの年間標準授業時数が、それぞれ年間35単位時間ずつ増加されることとなる。この点について、文部科学省では昨年7月に「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議」を設置し検討を行い、このたび添付の報告書を取りまとめた。

同報告書においては、各教育委員会や学校において、次期学習指導要領に基づいて実施されるカリキュラム・マネジメントのうち、特に「時間」という資源をどのように教育内容と効果的に組み合わせしていくのかを中心にして、各学校、教育委員会において今後の小学校の時間割編成の在り方を検討する際の参考となるよう、時間割編成にあたっての基本となる考え方や、授業時数確保に向けて考えられる選択肢と必要となる条件整備などのポイントを整理している。

本事業は、同報告書を踏まえ、各学校の実情に応じて、弾力的な時間割編成の在り方や教育効果を高めるための指導計画や教材等の在り方について実践的な調査研究を行い、その成果を普及することにより、各学校のカリキュラム・マネジメントを支援することを目的として行う。

2. 事業の委託期間

平成29年度～平成30年度（2カ年事業（予定））。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

3. 事業の委託先

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人（以下「都道府県教育委員会等」という。）

4. 事業内容

(1) 調査研究の目的

平成29年2月14日に、学習指導要領案とともにパブリック・コメントに付された、小学校の標準授業時数の改正案に従って教育課程を編成する場合の、適切なカリキュラム・マネジメントの在り方について、調査研究を行う。

※ 平成29年度は準備期間とし、平成30年度は、同年度から実施される次期学習指導要領（外国語教育の充実に関する部分）の先行実施を行う。（平成29年度から取り組むことも差し支えない。）

(2) 研究テーマ

次期学習指導要領による授業時数に従った教育課程編成の在り方について、以下の1) 2) のいずれか又は双方に取り組むことによる研究を行い、それぞれの取組の成果や課題、留意点や配慮事項を明らかにし、全国の参考となる事例をまとめること。

1) 週当たり授業時数や一単位時間の授業分数についての工夫を行う場合

主として授業時数が増加する中学年及び高学年について、教育課程全体とのつながりを考慮しつつ、

- ① 教科型の外国語教育に加えて、その他の教科1教科以上において、15分等の短時間を活用した柔軟な時間割編成や、指導計画、教材等の在り方についての研究を行う
- ② 年間授業時数は確保しつつ、例えば40分や50分等、45分によらない時間等をすべての授業の標準としていくことや、義務教育学校において義務教育学校後期課程と授業時間をそろえることとした場合の指導方法、指導計画等の在り方などについての研究を行う

などにより、年間授業時数を確保する場合の工夫について研究を行うこと。

2) 年間授業日数の在り方についての工夫を行う場合

例えば、課題探究的な学習を集中的に行う総合的な学習の時間、学習した内容を活用して地域等において実際のコミュニケーション活動を行う外国語教育など、各教科等の特質に応じ、これらの授業を特定の期間（長期休業期間に授業日を設定する場合を含む）にまとめて行うことにより年間授業時数を確保する場合の指導計画や指導体制の在り方等の工夫について研究を行うこと。（その際、設置者等において、学校管理規則の改正等、休業日の調整等を行った場合には、その成果や課題等について併せてまとめること）

5. 事業の実施

- (1) 文部科学省は、本調査研究の実施を委託する都道府県教育委員会等を「カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域」として指定する。
- (2) カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域は、原則として、域内等の小学校から概ね5校程度まで、「実践校」を指定する。
- (3) 文部科学省は、カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域等に対し、本調査研究の実施に必要な指導・助言等を行うとともに、本調査研究の成果等の普及を図る。

6. 委託手続

- (1) 調査研究の受託を希望する都道府県教育委員会等は、【様式1】「実施計画書」を作成し、文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は提出された実施計画書を審査し、適切と認めるときは、調査研究の実施を当該都道府県教育委員会等（以下「受託団体」という。）に委託する。

7. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該調査研究の実施に必要な経費（人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額）、再委託費）を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。
- (2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な執行に努めること。
- (3) 受託団体は、調査研究計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。但し、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、調査研究を実施した翌年度から5年間保存する。
- (5) 文部科学省は、受託団体が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8. 再委託

本調査研究の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。但し、本調査研究のうち、再委託することが調査研究を実施する上で合理的であると認められるものについては、本調査研究の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた調査研究は第三者に委託（再々委託）することはできない。

9. 事業完了の報告

- (1) カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域等においては、委託契約が完了（廃止）したときは、【様式2】「完了報告書」及び【様式3】「完了決算書」、支出を証する書類の写を、完了（廃止）した日から10日を経過した日、又は各年度の末日のいずれか早い日までに、提出するものとする。完了報告書は、「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議」報告書で示された考え方を踏まえ、上記①、②それぞれの「考え方」や「実施の前提として必要となる条件整備等」の検証結果を要素として含むものとする。完了報告書のほか、各指定地域において、小学校向けの、柔軟な教育課程編成をする際の手引きを作成し、添付するものとする。
なお、完了報告書の様式は、今後変更することがあり得る。
- (2) 文部科学省は、調査研究の成果普及等のため、上記（1）で定める完了報告書のほか、調査研究における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。
- (3) 完了報告書及び資料等については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及

びその他の媒体により公表することができるものとする。

10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9（1）により提出された完了報告書等について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、調査研究に要した実決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

11. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本調査研究の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、必要に応じ指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本調査研究及び経理処理状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。
- (5) 本調査研究の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。
- (6) この要項に定めるもののほか、本調査研究の実施に当たり必要な事項については文部科学省が別に定める。